

平成 29 年度 財政援助団体等監査（ 1 ）監査結果措置状況

一般財団法人神戸市水道サービス公社

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>(3) 指摘事項 契約に関する事務 ア 受託業務の再委託承認手続きを適正に行うべきもの 平成 28 年度に市より受託している下記の業務について、その一部を他団体に再委託しているが、契約書上定められている事前の書面による承認を得ていなかった。契約書に基づき適正に手続きを行うべきである。 (事例) ・神戸市水道メーター検針業務 ・会下山グラウンド・テニスコート管理業務</p>	<p>受託業務の再委託について書面による事前承認を得ていなかった原因は当方の組織内周知の不徹底によるものであった。 再委託等の契約時の注意事項を定期的に周知する等により、再発防止に努めていく。 なお、平成 29 年度会下山グラウンド・テニスコート管理業務については、平成 30 年 3 月 19 日付で、業務再委託の承認手続きが完了した。 水道メーター検針業務については、平成 29 年度は再委託を行っていない。 (神戸市水道サービス公社)</p>	<p>措置済</p>
<p>指定管理に関する事務 ア 博物館における使用料等の徴収事務を適正に行うべきもの 指定管理者協定書等によると、使用料（入館料）及びボトルドウォーターの販売売上金（以下「使用料等」という。）は本市に帰属し、指定管理者は日々の使用料等を専用口座に原則として毎銀行営業日に入金し、月末で集計し翌月の 10 日までに本市が発行する納付書により本市の収入として払い込まなければならないと規定されている。 しかし、下記のように複数の徴収日の使用料等をまとめて専用口座へ入金していた。また、本市への払込については下記のとおり恒常的に翌月 10 日までに行われていなかった。 指定管理者は協定書等に基づき適正に収納金を専用口座に入金し、本市へ払い込むべきである。また、本市所管局は、指定管理者が適正に口座入金、払込を行うよう指導すべきである。</p>	<p>ア 使用料等の収納金については平成 30 年 2 月 1 日より口座入金、払い込みを行っている。 (神戸市水道サービス公社) 今後協定書等に基づき適正に払い込みを行うよう指導を行った。 (水道局経営企画部計画調整課)</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>イ 博物館における備品管理を適正に行うべきもの</p> <p>指定管理者協定書(細則)によると、指定管理者が指定管理料で購入した備品は本市の所有に属するとされており、また、指定管理者は備品管理簿を備えて備品を管理し、購入及び廃棄等の異動について本市に報告することとされている。</p> <p>指定管理者は備品管理簿を作成していたが、購入した備品について本市への報告が行われていなかった。また、下記のとおり一部に備品管理簿への記載漏れがあった。備品の購入の際に確実に管理簿に記載することにより、適正に備品管理するとともに、備品購入等の異動について本市へ報告を行うべきである。</p>	<p>イ 平成30年3月30日、備品管理簿の修正及び神戸市への報告を行った。 (神戸市水道サービス公社)</p>	<p>措置済</p>
<p>ウ 博物館における施設・設備管理台帳の整備を適正に行うべきもの</p> <p>指定管理者協定書の仕様書によると指定管理者は、施設・設備管理台帳の整理(機器仕様・修繕・保守・点検・緊急対応の履歴の記録、図面の作成・修正等)を行い、保守・点検、修繕等の完了後ただちにその内容、完了日、施工業者等を台帳に記載することとされている。</p> <p>しかし、施設・設備管理台帳は作成されておらず、またその整理も行われていなかった。</p> <p>本市所管局は、指定管理者と協議し台帳を作成した上で、仕様書に記載のとおり台帳の整理を行うよう指定管理者を指導するべきである。</p>	<p>ウ 指定管理者と協議を行い、平成30年3月15日、施設・設備管理台帳を作成し、これまでの修繕・保守・点検の履歴等の記載を完了した。</p> <p>以後、仕様書に従って台帳整理を行うよう指定管理者に指導している。 (水道局経営企画部計画調整課)</p>	<p>措置済</p>
<p>エ 博物館における自動販売機の設置事務を適正に行うべきもの</p> <p>指定管理者協定書(細則)によると、指定管理者は利便施設(自動販売機等)を設置する場合は本市の目的外使用許可を受け、使用料を負担しなけれ</p>	<p>エ 平成28年度、平成29年度について、平成30年2月13日に使用許可を受け、3月31日に使用料の支払いを終えている。</p> <p>なお、平成31年度末の指定管理期限までの使用許可を受けている。 (神戸市水道サービス公社)</p>	<p>措置済</p>

監査結果の概要	措置内容	措置状況
<p>ばならないとされている。</p> <p>博物館において、指定管理者は自主事業として自動販売機を設置している。しかし、平成 28、29 年度において行政財産の使用許可を受けていなかった。</p> <p>本市所管局及び指定管理者は目的外使用許可、使用料納付の各事務を適正に行うべきである。</p> <p>オ 博物館におけるイベント参加費等の現金の管理を適正に行うべきもの</p> <p>指定管理者協定書(細則)によると、指定管理者がイベントを実施する場合、参加費及び材料費を利用者から徴収し指定管理者の収入として事業費に充当できると規定されており、平成 28 年度の自主事業収支報告書によると 24 件、約 80 万円の参加費等を収入した。</p> <p>収入決議書には収入金額及びその明細として単価と参加人数が記載され、証拠書類として一部のイベントには参加者名簿と収入金の金種別票が添付されていたが、大部分は金種別票のみ添付されていた。また、公社の会計規程では現金等を収納したときは領収書を納入者に交付すると規定されているが、領収書は発行していなかった。</p> <p>会計規程に則り現金収納時には領収書を交付し、集計時には収納金と領収書控え及び参加者名簿との突合を徹底するなど現金を適正に管理するべきである。</p>	<p>なお、この件について、水道局は指定管理者から使用許可申請を収受していたが、処置が漏れていた。今後は十分注意して事務執行を行う。</p> <p>(水道局経営企画部計画調整課)</p> <p>オ 平成 30 年 3 月 18 日より、参加料と引き換えにイベント参加券を発行し、その控え及び参加者名簿並びに領収書等と収納金を突合することで適正に管理を行っている。</p> <p>(神戸市水道サービス公社)</p>	<p>措置済</p>